

認定新規就農者制度

- 新規就農者を地域農業の担い手として育成するためには、就農段階から農業経営の改善・発展段階まで一貫した支援が重要。このため、平成26年度から、認定新規就農者制度を農業経営基盤強化促進法に位置づけ、認定農業者制度と同様に、市町村が青年等就農計画を認定。
- 市町村の認定を受けた認定新規就農者に対して、早期の経営安定に向けたメリット措置を集中的に実施。

1. 対象者（青年等就農計画の申請者）

その市町村の区域内において新たに農業経営を営もうとする青年等※

- ※ 青年（原則18歳以上45歳未満）、効率的かつ安定的な農業経営を営むために活用できる知識・技能を有する者（65歳未満）、これらの者であって、法人が営む農業に従事すると認められる者が役員の過半数を占める法人。
- ※ 農業経営を開始してから一定期間（5年）以内のものを含み、認定農業者を除く

2. 青年等就農計画の認定

市町村は、申請された青年等就農計画が次の要件を満たす場合にその認定を実施。

- ① その計画が市町村の基本構想に照らし適切であること
- ② その計画が達成される見込みが確実であること 等

3. 認定新規就農者のメリット措置

- ・ 青年等就農資金（無利子融資）
- ・ 経営発展支援事業
- ・ 経営開始資金
- ・ 担い手確保・経営強化支援事業
- ・ 農地利用効率化等支援交付金
- ・ 経営所得安定対策（ゲタ・ナラシ対策）
- ・ 認定新規就農者への農地集積の促進
- ・ 農業者年金保険料の国庫補助（青色申告者に限る）

